

平成23年度

事 業 計 画 書

 公益社団法人 日本防犯設備協会

平成 23 年度 事業 計 画

今年度は、新たな「中期計画（平成 23～25 年度）」の開始年度に当たります。昨年度までの 3 カ年中期計画の成果を受け、新たな目標に向けて活動を行ってまいります。

また、公益法人制度改革に伴う新法人への移行年に当たります。将来に向けた当協会の事業の更なる充実を図って行きたいと存じます。

さて、刑法犯認知件数は 2002 年の 285 万件をピークに年々減少し、昨年も 158 万件と前年比で -6.9% の減少となっています。しかしながら、振り込め詐欺やサイバー犯罪は依然として増加しており、今後ともその犯罪手口や地域の特性に応じた防犯対策の実施が望まれております。

また、防犯設備市場の当協会の調査による平成 21 年度市場規模は、1 兆 564 億円となり前年度比で 89.6% と平成 16 年度の水準も下回る厳しい結果となっております。

この様な状況下、当協会におきましても、会員数や防犯設備士受験者数の大幅な減少など、これまでにない厳しい環境におかれています。今後とも国民の皆様に「安全と安心」をお届けするためにも、会員の皆様及び関係各位のご支援のもと、これまで以上に充実した事業を積極的且つ効率的に展開することが求められております。

そこで、今年度は以下の 2 つのポイントを事業計画の基本に置き、警察庁をはじめ関係方面のご指導とご支援をいただきながら、会員の皆様と共に協会の各種の事業を推進してまいります。

1. 新中期計画（平成 23～25 年度）による新たな目標に向けた活動
2. 公益社団法人としての活動の開始

1. 会議の開催

(1) 総会

平成 23 年 6 月の通常総会では、前年度事業報告、収支決算報告及び新中期計画の承認等の審議を行う。また、この総会は新公益法人としての設立総会として開催する。また、旧法人の解散総会を同時に行う予定である。

なお、従来は 3 月の総会で次年度事業計画と収支予算の審議を行っていたが、新公益法人移行に伴い本審議は理事会で行うため、平成 24 年 3 月の総会は開催しない。

ただし、緊急の事案が生じた場合は、臨時総会を開催する。

(2) 理事会

新公益法人移行に伴い総会開催日 1 週間以上前に理事会を開催する必要があるため、今年度の理事会は平成 23 年 5 月と平成 24 年 3 月に開催する。

ただし、緊急の事案が生じた場合は、必要に応じて開催する。

(3) 運営幹事会

原則として 2 ヶ月に 1 回開催する。ただし、緊急の事案が生じた場合は、必要に応じて開催する。

(4) 委員長会議

従来の部会長会議に代え、新たに委員長、部会長、代表幹事・副代表幹事等から構成する委員長会議を開催する。中期計画のテーマの 1 つである委員会の調査研究活動活性化に向け、各部会・専門委員会活動の横断的な連携を図るとともに、社会のニーズを踏まえ、時流にあった調査研究テーマを検討・選定すること及び次年度の委員会活動計画の策定を目的とする。

(5) 部会・専門委員会

部会・専門委員会は、計画に基づき部会・委員会を開催し、活動を行う。また委員長会議等との調整の上、次年度の活動計画を策定する。

2. 協会組織及び体制

(1) 部会組織

現状の広報、業務、技術、制度事業の4部会・18委員会体制をベースに、本事業計画の実施に向けた活動を行う。

(2) 協会事務局体制

- ①協会の各種事業の円滑な実務遂行を行うとともに、各種会議の運営を行う。
- ②地域ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の7ブロック）毎の地域担当者及び地域協会取りまとめ責任者を置き、地域協会の新規設立と併せ、既設置の地域協会への支援と連携を図るための各種活動を積極的に実施する。

3. 調査研究事業

3-1 業務部会

業務部会は、7委員会（情報セキュリティ委員会は休会中）で構成されており、正会員企業から専門職の方が委員になって、委員会活動に携わっている。さらに、正副部会長と正副委員長からなる業務部会幹部会を設置して、事業運営の確認と方向性の検討を行う。

今年度は、協会の中期計画に基づき新たな委員会の方向性を委員長会議において検討、各部会委員会との情報の共有による連携強化を図る。

（1）防犯設備機器に関する統計調査（統計調査委員会）

国内における防犯設備市場唯一の統計資料「防犯設備機器に関する統計調査」報告書を、昭和63年以来毎年継続的に発行してきた。

本活動においては、公正取引委員会「独占禁止法における事業者団体の情報活動ガイドライン」を遵守しつつ、報告書掲載内容の更なる充実を図り、平成24年2月の発刊を目指とする。

（2）防犯設備機器・システムの調査研究と普及活動

①地域セキュリティ全般にわたる調査研究の継続（防犯システム委員会）

各委員会で作成されたガイドを活用した地域セキュリティ「安全安心なまちづくりのための防犯環境設計ガイドブック」についてまとめる。

②出入管理機器の普及拡大（出入管理機器委員会）

i) 出入管理機器の導入事例とその運用に関する調査研究

既設物件への導入診断についてまとめる。

ii) 出入管理機器の現場調査を行う。

③防犯カメラシステムの評価と調査研究（映像セキュリティ委員会）

i) ネットワークに関する内容を盛り込んだ「防犯カメラシステムガイド（仮称）」改訂版の作成を行う。

ii) 防犯カメラシステム現場調査を行う。

④各種防犯照明の調査研究とその普及（防犯照明委員会）

i) 自治体に導入されたLED防犯灯の状況調査を行い問題分析等を行う。

ii) 電力会社の料金体系変更に伴うガイド訂正の検討及び明るさと料金体系の関係について調査する。

- ⑤各種セキュリティガイドの広報による防犯意識の高揚及び防犯設備の普及並びに下記9種類のセキュリティガイドを通して防犯意識の高揚及び防犯設備・システムの普及拡大を目指す。(広報部会と連携)
- 防犯カメラシステムガイド ○防犯照明ガイド Vol.4
 - ホームセキュリティガイド ○ストアセキュリティガイド
 - スクールセキュリティガイド ○駐車場セキュリティガイド
 - 自動車セキュリティガイド ○オートバイセキュリティガイド
 - 出入口のセキュリティガイド

(3) 自動車・オートバイ盗難手口の調査活動 (自動車オートバイ委員会)

- ①自動車オートバイ防盗性能及びシステムの調査を盗難手口調査として実施し、盗難防止対策案を検討する。
 - i) オートバイの盗難防止装置使用状況の分析
 - ii) カーナビ等盗難に関する調査
 - iii) 警察との情報交換
 - iv) 損保協会等からの情報収集
- ②自動車盗難等の防止に関する各官民合同プロジェクト(警察庁主催、警視庁主催、大阪府警主催)に積極的に参画し、そのプロジェクト活動を通じて自動車盗難減少に向けての諸活動を行う。

3 – 2 技術部会

(1) 会議の開催

会議は、委員長会議・幹部会・5委員会及び3分科会にて構成する。

- ①委員長会議
協会の中期計画に基づき新たな委員会の方向性を委員長会議において検討、各部会委員会との情報の共有による連携強化を図る。
- ②幹部会
各委員会審議事項の決裁や委員会相互の連絡調整を行うため、また他部会や運営幹事会への提案事項を審議することを目的に、原則として年4回の開催を計画する。また、適宜 SES の改正や制定の審議・承認を行う。
- ③各委員会・分科会
原則として2ヶ月毎に開催する。必要に応じて随時委員会において自らに設定し開催する。専門委員会の構成は以下のとおり。
 - ・信頼性委員会(平成23年度は休会の予定)
 - ・技術基準委員会(以下の3分科会を置く)

警報システム分科会／映像監視分科会／出入管理分科会

- ・施工基準委員会
- ・規格調査委員会
- ・国際規格委員会

(2) 各委員会の活動

①信頼性向上のための調査研究（信頼性委員会）

平成 22 年度は、過去 10 年間で実施してきた誤報 1 類から誤報 5 類に関する誤報削減の取組をダイジェスト版として再編集し、これまでの委員会活動の集大成とした。平成 23 年度は、信頼性委員会として当初の目的を達成し得たと判断し、信頼性というテーマに関しての新たなニーズが立ち上がるまでの間、活動を休止することとする。

②技術基準の全般的な見直し推進（技術基準委員会）

現在審議中の規格制定・改正をはじめとして、各規格の上位規格との整合性等について見直しを実施する。

i) SES E 2006 出入管理コントローラ規格及び SES E 2016 出入管理

用ソフトウェア規格については制定後 5 年が経過したため、見直しを行い、年度内に規格改正の E 決裁完了を目指とする。

ii) SES E 3014 映像用ハードディスク記録再生機器規格及び SES E

3015 テレビドアホン規格、SES E 3101 ネットワークカメラ規格については 5 年を経過し見直し時期であり、あわせて RBSS で認定規格に追加されたネットワークカメラとネットワーク対応のデジタルレコーダ等の SES の新規制定を検討し、年度内に規格改正の E 決裁完了を目指とする。また、これとあわせ映像監視関連 SES の、従来のアナログにデジタルを加えた体系の見直しも検討する。

iii) 技術基準委員会に係る IEC/TC79 での発行文書 (CDV 等) の内容

を審議し、国際規格委員会を通じて TC79 国内委員会への意見提出を行う。

③施工基準の策定推進（施工基準委員会）

i) BSS 委員会の要請に基き、防犯優良マンション認定制度に係る認定基準等の見直しを行う。（前年度継続）

ii) 平成 23 年度は BSS 委員会の要請もあり、昨年充分審議できなかった低層（3 階建てまで）の共同住宅等を対象とした防犯設備の施工要領を作成し、低層集合住宅の認定基準制定の一助とする。

iii) SES 見直し作業

制定後 5 年を経過した施工関連 SES 全 24 件を対象とし、廃止、改

正、継続の判断と改正作業を実施し、年度内に全規格の E 決裁完了を目標とする。

④協会技術標準の整備・普及と支援活動（規格調査委員会）

i)案内用図記号（安全図記号－防犯）の検討・策定

平成22年度は防犯設備ステッカーを調査・分析し、防犯カメラステッカーの推奨指針を示した。

平成23年度は平成22年度の分析結果を参考に、不特定多数向けの図記号（案内用図記号）の検討・策定を行い、将来JIS Z 8210（案内用図記号－安全図記号）へ取り込まれるデザインを目指す。

ii)SES 5年見直しの実施（2規格）

SES E 0002 防犯図記号及び SES E 0005 防犯警報音規格について
は制定後5年が経過したため、見直しを行い、年度内に規格改正のE
決裁完了を目標とする。

iii)防犯設備用語集の見直しの実施

SES E 0001 防犯に関する用語について、用語の追補・変更について審議検討する。

iv)各委員会からの基準・規格類の C 審議

各委員会からの基準・規格（技術標準）制定に対応して、C 審議等を適宜実施する。

v)会員に対する SES のネット公開化に向けた規定改正

実施に当たっての規定の改定の検討及び必要により規準改正を行う。

⑤国際規格に関する活動（国際規格委員会）

i)IEC／TC79（国際電気標準会議・アラームシステム）及び IEC／

TC106（人体暴露に関わる電磁波の試験装置と試験方法）の国内
委員会へ参画し、同委員会からの検討要請を関連委員会へ回付す
るとともに、その検討結果を国内委員会に回示する。（継続）また、
これらの情報は必要により委員会メンバー及び会員に提供する。

ii)国際規格（ISO、IEC）関連技術動向調査及び海外技術交流について

国際規格（ISO、IEC）及び関連規格（CENELEC、ANSI）の技術
動向の調査を目的に、米国 ASIA、韓国防犯協会、欧州 CENELEC、
シンガポール等の団体との情報交換・交流を図り、会員会社に提供す
る。

iii) IEC／TC79 等の英文ドキュメントの和訳について

基本的に各種ドキュメントは英文で回付されるため、関連委員会や
会員会社への提供を目的に、適宜和訳を実施する。

4. 制度事業

(1) 資格認定講習関係

①防犯設備士養成講習及び資格認定試験

本年度は、下記の実施計画に基づき実施する。

i)防犯設備士数の地域アンバランスの解消と受験者数の確保を目指す。

- ・資格者の少ない地域で資格者を増やして地域アンバランスの解消を図ることと、受験者数の確保を目指すために、開催地を従来の16カ所から3カ所増やし19カ所で実施する。

平成 23 年度防犯設備士養成講習・資格認定試験計画

回 数	実 施 月	開 催 地
第 74 回	平成 23 年 6 月	東京 2 ・ 大阪 ・ 岩手
第 75 回	平成 23 年 9 月	東京 2 ・ 大阪 ・ 名古屋 ・ 福岡
第 76 回	平成 23 年 11 月	東京 2 ・ 大阪 ・ 仙台 ・ 金沢
第 77 回	平成 24 年 2 月	東京 2 ・ 大阪 ・ 名古屋 ・ 広島

②総合防犯設備士資格認定試験

本年度は、下記の実施計画に基づき実施する。

i)総合防犯設備士「活躍の場」広報の取り組み。

- ・ホームページやメールマガジンを活用し、定期的に実施する。

ii)受験者確保の取り組み。

- ・受験資格の発生した防犯設備士に、メールで直接受験案内を行う。
- ・関係業界団体への働きかけを行う。

iii)合格率向上の取り組み

- ・総合防犯設備士受験セミナーの内容見直しや副読本の改訂を行う。

iv)有資格者不在県の解消への取り組み

- ・不在県ゼロを目標に、6 不在県の受験者を確保する。

平成 23 年度の資格認定試験実施計画

	実 施 月	開 催 地
一次試験 A (筆記試験)	平成 23 年 10 月	東京・大阪
一次試験 B (講習認定)	(注) 今年度は中止。	
二次試験 (面接試験)	平成 23 年 12 月	東京・大阪

(2) 総合防犯設備士・防犯設備士関連の各種施策

①総合防犯設備士受験セミナーの実施

総合防犯設備士資格認定試験の受験希望者及び防犯設備士を対象に「受験セミナー」を 7 月に東京・大阪で実施する。

②総合および防犯設備士更新講習開始の推進

資格保持者の既得権を脅かすことなく、また守秘義務を十分考慮して資格更新と更新時講習の仕組みを昨年度から検討してきたが、新中期 3 力年の中での開始を視野に入れ、今年度も継続して検討・推進する。なお、本件は地域協会も絡めて検討する。

③防犯設備士受験者確保に向けた取組

i) 地域協会ネットワーク網の総力を挙げて、受験者増促進用ポスターの効果的配布と、地域協会が自主的に受験者を確保する仕組みのフル運用を目指す。

ii) 警察・関連団体・大学や専門学校への広報を行う。

iii) 会員各社様の社内向け広報に取り上げていただく。

④防犯設備士養成講習と資格認定試験のあり方の検討

毎回のように試験後のアンケートに、講義時間が長い、内容を詰め込みすぎ、講習と試験は別の日に、などの記入があり、その解決に向けて一歩でも前進する。また、講師 1 人で複数科目を担当することを検討する。

⑤メールマガジンの発信

広報部会と歩調を合わせ、総合防犯設備士と防犯設備士に年 3 回メールマガジンを発信する。

(3) RBSS(優良防犯機器認定制度)の推進 (RBSS 委員会)

①平成 22 年に改正した【RBSS2010】基準に合わせて、新たに追加された IP インタフェース対応機器を含む 防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目の認定業務 (審査会議・判定会議) を下記の平成 23 年度年間計画 (年間 4 回) により実施する。

②【RBSS2010】基準の認知度向上、防犯カメラネットワーク普及促進

- i) 【RBSS2010】基準に合わせてパンフレット等のリニューアルを実施し、IP インタフェース対応防犯カメラ、デジタルレコーダーを含む認定制度の認知度向上、普及促進を図る。
- ii) 広報部会と連携して、セキュリティ業界紙、専門誌などのメディア及びセキュリティショーなどのイベントを活用して、認定機器の普及促進に向けた各種 PR 活動を実施する。
- iii) 平成 22 年に 【RBSS2010】 基準に合わせて作成した「ネットワーク利用のガイド」、「ネットワーク設計のガイド」などをツールに、防犯設備士やシステムエンジニアを対象として、防犯カメラネットワーク構築の普及啓発を図る。

③業務部会、技術部会の各委員会及び関連団体と今後の RBSS 制度のあり方について協議する。

平成 23 年度年間計画

回数	実施月日	
	審査会議	判定会議
第 12 回	平成 23 年 6 月 15、16 日	平成 23 年 7 月 6 日
第 13 回	平成 23 年 9 月 14、15 日	平成 23 年 10 月 5 日
第 14 回	平成 23 年 11 月 9、10 日	平成 23 年 11 月 30 日
第 15 回	平成 24 年 1 月 18、19 日	平成 24 年 2 月 8 日

(4) 防犯優良マンション認定制度等の普及促進 (BSS 委員会)

- ①防犯優良マンション基準改正の検討、審査マニュアルの改正 (V1.1) など、平成 22 年度の活動を踏まえて、関連団体、警察庁、地域協会との連携を強化し、制度の認知度向上、普及促進を図る。
 - ・関連団体やデベロッパーへのヒアリングをもとにした普及方策の検討
 - ・パンフレットなど、認定制度普及のためのツールの整備
 - ・基準・審査マニュアルの本格的な改正検討 (V2.0)
 - ・地域の認定団体への講習など、基準・審査マニュアルの普及促進
- ②マンションの次の防犯建物の対象として、地域のニーズに合わせて、関連団体、警察庁、地域協会と連携して、以下の防犯基準、制度について、体制を作り、検討を開始する。
 - ・低層共同住宅
 - ・店舗等 (候補 : 深夜スーパー・総合スーパー・宝石宝飾店等)

5. 広報活動

(1) 会報の発行

①編集内容

- i)会員及び警察庁、警視庁、道府県警察本部関係者への情報誌として、協会の活動報告、各委員会活動紹介、会員動静、最近の犯罪情勢等を編集し発行する。
- ii)今年度は、陽春号と盛夏号を合冊し、設立 25 周年記念号として発行する。
なおこれに伴い、年間 3 回の発行とする。
- iii)以下の各種シリーズ記事を引き続き掲載する。
 - ・地域協会紹介の「地域協会だより」
 - ・各地の防犯設備士活動内容紹介「活躍する防犯設備士」
 - ・個人住宅の防犯に関する特集「シリーズ防犯住宅」
 - ・病院の防犯に関する特集「病院におけるセキュリティ」
 - ・会員企業の商品を取り上げる特集「防犯設備 注目商品」
 - ・優良防犯機器認定制度（RBSS）コーナー
- iv)会員、防犯設備士向けの専門知識や目的別の記事の掲載・充実を検討し各委員会等の協力を得て充実を図る。
- v)全体のページ数は、削減方向とする。
- vi)上記会報の記事を（4）項の「会報ダイジェスト版」としてメールマガジンに転載し、防犯設備士への各種情報伝達の配信を継続し、コンテンツの更なる充実を図る。

②配布先

- i)警察庁、警視庁、道府県警察本部、防犯協会連合会、道府県庁の関係先、地域の防犯設備関連協会等にも継続して配布するとともに、政令指定都市なども配布先として検討し、地域における当協会の認知度の向上を図る。

(2) 特別セミナーの開催

- ①第 11 回特別セミナーを平成 23 年 9 月に開催する。

- ②講演のメインテーマを設定し、講師・講演内容の充実をはかる。
- ③ホームページへの開催案内の掲載、防犯設備士へのメールマガジンでの開催案内などの広報活動で集客の拡大をはかる。

(3) ホームページの改訂・運用

- ①メールマガジン配信によるホームページアクセス状況の変化を分析し、会員向け・防犯設備士向け・一般向け等のニーズに応じたコンテンツの充実を図る。
- ②ネット上での各種申込みや手続きを行える仕組みを充実させる等、協会の事務処理効率化を図るために仕組みを継続して検討する。

(4) メールマガジンの配信

- ①防犯設備士・総合防犯設備士へのメールマガジンを、年3回の会報発行時期に合わせて配信する。
また、防犯設備士・総合防犯設備士への有益な情報配信を行うため、コンテンツの充実を図るとともに、各種アンケート調査が実施できるようシステムの検討も行う。
- ②将来的に会員へのメールマガジンの配信に向けの検討を行う。
- ③将来的にメールマガジン配信での広告事業収入確保に向けて検討を行う。

(5) イベント等への参加

- 当協会に協賛を要請されるセキュリティショー等については、協会PRのチャンスとして捕らえ積極的に参画する。さらに、関連ある団体のイベント等については、後援・協賛の依頼があれば適宜対応する。
また、新聞、雑誌、報道等のマスコミ取材に対しても従来どおり積極的に対応する。

(6) 地域協会の紹介

- 会報及び当協会のホームページ上で地域協会の紹介を積極的に実施するとともに、当協会のホームページと地域協会のホームページの相互リンクを行う。

(7) RBSS（優良防犯機器認定制度）の普及促進に向けての積極的活動

RBSS 委員会と連携し、制度事業を新聞、雑誌、報道等のマスコミを通じて幅広い広報活動を行い、認知度の向上を図る。

また、本制度を全国的に普及促進するため、地域協会と連携をとりながら、各地域行政機関への制度説明会を定期的に実施することを検討する。

(8) 協会認知度の向上

上記の各項に加え、警視庁及び 46 道府県警察本部、関係諸団体とのホームページの相互リンクの推進を行い、協会の更なる認知度の向上を図る。

6. 部会以外の活動

(1) 新法人移行に伴う手続の推進

公益法人制度改革に伴う新法人への移行を以下のスケジュールで行う。
(認定時期により変わる可能性有り)

- ①平成 23 年 4 月 新法人登記
- ②平成 23 年 6 月 旧法人の解散総会と新法人の設立総会実施（同日実施）

(2) 地域協会の設立推進と連携強化

①昨年 11 月に開催した地域協会全国大会での意見に基づき、地域協会相互の情報交換の充実を図るとともに、地域協会と当協会で合意した役割分担案を尊重し、既設置の 35 の地域協会と当協会の相互連携を強化し、各地の警察や自治体、防犯協会連合会等と協力しながら地域に根ざした防犯活動を推進していく。

②防犯設備士を中心とした地域協会設立の推進

全国には防犯設備関連の地域協会が未設置の県が 12 あり、これらに防犯設備士の活動拠点としての地域協会の設立に向けて、協会事務局の地域担当者及び地域協会取りまとめ責任者により設立活動を継続して行う。

③地域協会との事業連携の検討

防犯設備士委員会において、検討を開始した防犯設備士資格更新事業等の地域協会との事業連携の充実を図っていく。

(3) 関係業界団体との連携

警察庁を始め、当協会と活動目的を一にする「防犯協会連合会」、「防犯性能の高い建物部品関連 5 団体」や、「BL」等の関係業界団体との連携を更に深め、防犯活動全般について有効且つ継続的な協力関係を築く。

(4) 会員相互の親睦と連携

会員相互の親睦と連携を図るため、下記の懇親会を開催する。

- ①平成 23 年 6 月 通常総会後の創立 25 周年記念行事懇親会
- ②平成 24 年 1 月 新年賀詞交歓会

以上